

※ 申請書類は、A 4 サイズかつ片面記載のもの（原則、両面記載のものは不可）をご提出ください。

16) 「定住者」「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」のいずれかの在留資格を持つ方の扶養を受けて生活する、未成年で未婚の実子である場合

※ブラジル人の場合のみ。他の外国人の場合は、「定住者」「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」のいずれかの在留資格を持つ方の扶養を受けて生活する、未成年で未婚の実子である場合（在留資格認定証明書を提示する申請）の書類を提出してください。

- a) 日本人の孫の子（ひ孫）
- b) 日本人の配偶者の子
- c) 日本人の子の配偶者の子
- d) 日本人の孫の配偶者の子
- e) 永住者の子
- f) 永住者の配偶者の子

a) 日本人の孫の子（ひ孫）

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
 - 署名は旅券と同じ書体にしてください
 - 18歳未満の場合、責任者の署名
 - 上記責任者の身分証明書RG又はRNE（認証済みのコピー）
3. 写真1枚4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
※3cm×4cmでも可
4. 申請人が18歳以上の場合は下記の書類：
 - a) 連邦警察の「犯罪経歴証明書」（有効期間：90日）（オリジナル）
 - b) 居住している州を管轄する下記の機関の「犯罪経歴証明書」（有効期間：90日）（オリジナル）
 - サンパウロ州：サンパウロ州公安局民事警察リカルド・グンブレトン・ダウンチ鑑識院 (Instituto de Identificação Ricardo Gumbleton Daunt, da Polícia Civil, da Secretaria de Segurança Pública do Estado de São Paulo)

- マト・グロッソ州：マト・グロッソ州公安局鑑識総務管理課 (Coordenadoria Geral de Identificação, da Secretaria de Justiça e Segurança Pública do Estado de Mato Grosso)
 - マト・グロッソ・ド・スール州：マト・グロッソ・ド・スール州司法公安局鑑識総務管理課ゴンサロ・ペレイラ鑑識院 (Instituto de Identificação Gonçalo Pereira, da Coordenadoria Geral de Perícias, da Secretaria de Estado de Justiça e Segurança Pública do Estado de Mato Grosso do Sul)
 - ミナス・ジェライス州：ミナス・ジェライス州公安局民事警察鑑識院 (Instituto de Identificação, da Polícia Civil, da Secretaria de Segurança Pública do Estado de Minas Gerais)
5. 申請人の身分証明書 R G (認証済みのコピー)
 6. 申請人の出生証明書 (認証済みのコピー)
 7. 両親の婚姻証明書 (認証済みのコピー)
 8. 申請人の親 (日本人の孫) の下記の書類
 - 出生証明書 (認証済みのコピー)
 - 祖父又は祖母の戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書 (1年以内に発行されたもの) (オリジナルとコピー)
 9. 申請人の親 (日本人の孫) の下記の書類 (有効期間：3ヶ月)
 - a) 親が日本から申請人を呼び寄せる場合
 - 身元保証書 (オリジナル)
 - 在職証明書 (オリジナル)
 - 住民票 (オリジナル) (記載事項に省略がないもの)
 - 在留カードのコピー (表裏)
 - 旅券のコピー (身分事項、書名欄、査証、出入国印などのページ)
 - 収入証明書：下記書類いずれかの1点 (オリジナルとコピー)
 - ・源泉徴収票
 - ・所得証明書
 - ・確定申告書控
 - ・給与明細書 (直近の過去3ヶ月分)
 - b) 親が再入国許可を使用して、申請人と日本に同時入国する場合
 - 身元保証書 (オリジナル)
 - 旅券のコピー (身分事項、書名欄、査証、再入国許可、出入国印などのページ)
 - 在留カードのコピー (表裏)
 - 親の下記書類いずれか1点 (オリジナル)
 - ・雇用予定書
 - ・最新の在職証明書 (親が休暇中の場合)
 - c) 親が申請人と同時に査証申請して、日本に同時入国する場合
 - 身元保証書 (オリジナル)
 10. 日本に渡航歴がある場合には、過去に取得した全ての旅券 (オリジナル)

※オリジナルとコピーの両方を求めている書類については、オリジナルは受付時に確認後、返却します。

b) 日本人の配偶者の子

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
 - 署名は旅券と同じ書体にしてください
 - 18歳未満の場合、責任者の署名
 - 上記責任者の身分証明書RG又はRNE（認証済みのコピー）
3. 写真1枚4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
※3cm×4cmでも可
4. 申請人の身分証明書RG（認証済みのコピー）
5. 申請人の出生証明書（認証済みのコピー）
6. 両親の婚姻証明書：離婚事実が記載されたもの（認証済みのコピー）
7. 親と現配偶者の婚姻証明書（認証済みのコピー）又は婚姻事実が記載された配偶者の戸籍謄本（有効期間：1年）（オリジナルとコピー）
8. 申請人の親又は現配偶者の下記の書類（有効期間：3ヶ月）
 - a)身元保証人が申請人を日本から呼び寄せる場合
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 在職証明書（オリジナル）
 - 住民票（オリジナル）（外国人の場合は記載事項に省略がないもの）
 - 収入証明書：下記書類いずれかの1点（オリジナルとコピー）
 - ・源泉徴収票
 - ・所得証明書
 - ・確定申告書控
 - ・給与明細書（直近の過去3ヶ月分）
 - b)身元保証人が再入国許可を使用して、申請人と日本に同時入国する場合
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 身元保証人の下記書類いずれか1点（オリジナル）
 - ・雇用予定書
 - ・最新の在職証明書（親が休暇中の場合）
 - c)身元保証人が申請人と同時に査証申請して、日本に同時入国する場合
 - 身元保証書（オリジナル）
9. 申請人の親の旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、出入国印などのページ）
10. 上記9の者の在留カードのコピー（表裏）
11. 日本に渡航歴がある場合には、過去に取得した全ての旅券（オリジナル）

※オリジナルとコピーの両方を求めている書類については、受付時にオリジナルを確認した後、返却します。

c) 日本人の子の配偶者の子

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
 - 署名は旅券と同じ書体にしてください
 - 18歳未満の場合、責任者の署名
 - 上記責任者の身分証明書RG又はRNE（認証済みのコピー）
3. 写真1枚4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
※3cm×4cmでも可
4. 申請人の身分証明書RG（認証済みのコピー）
5. 申請人の出生証明書（認証済みのコピー）
6. 両親の婚姻証明書：離婚事実が記載されたもの（認証済みのコピー）
7. 親と現配偶者の婚姻証明書（認証済みのコピー）
8. 申請人の親又は現配偶者の下記の書類（有効期間：3ヶ月）
 - a) 身元保証人が申請人を日本から呼び寄せる場合
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 在職証明書（オリジナル）
 - 住民票（オリジナル）（記載事項に省略がないもの）
 - 収入証明書：下記書類いずれかの1点（オリジナルとコピー）
 - ・源泉徴収票
 - ・所得証明書
 - ・確定申告書控
 - ・給与明細書（直近の過去3ヶ月分）
 - b) 身元保証人が再入国許可を使用して、申請人と日本に同時入国する場合
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 身元保証人の下記書類いずれか1点（オリジナル）
 - ・雇用予定書
 - ・最新の在職証明書（親が休暇中の場合）
 - c) 身元保証人が申請人と同時に査証申請して、日本に同時入国する場合
 - 身元保証書（オリジナル）
9. 申請人の親と現配偶者の旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、出入国印などのページ）
10. 上記9の者の在留カードのコピー（表裏）
11. 日本に渡航歴がある場合には、過去に取得した全ての旅券（オリジナル）

※オリジナルとコピーの両方を求めている書類については、受付時にオリジナルを確認した後、返却します。

d) 日本人の孫の配偶者の子

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
 - 署名は旅券と同じ書体にしてください
 - 18歳未満の場合、責任者の署名
 - 上記責任者の身分証明書RG又はRNE（認証済みのコピー）
3. 写真1枚4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
※3cm×4cmでも可
4. 申請人が18歳以上の場合は下記の書類：
 - a) 連邦警察の「犯罪経歴証明書」（有効期間：90日）（オリジナル）
 - b) 居住している州を管轄する下記の機関の「犯罪経歴証明書」（有効期間：90日）（オリジナル）
 - サンパウロ州：サンパウロ州公安局民事警察リカルド・グンブレトン・ダウンチ鑑識院 (Instituto de Identificação Ricardo Gumbleton Daunt, da Polícia Civil, da Secretaria de Segurança Pública do Estado de São Paulo)
 - マト・グロッソ州：マト・グロッソ州公安局鑑識総務管理課 (Coordenadoria Geral de Identificação, da Secretaria de Justiça e Segurança Pública do Estado de Mato Grosso)
 - マト・グロッソ・ド・スール州：マト・グロッソ・ド・スール州司法公安局鑑識総務管理課ゴンサロ・ペレイラ鑑識院 (Instituto de Identificação Gonçalo Pereira, da Coordenadoria Geral de Perícias, da Secretaria de Estado de Justiça e Segurança Pública do Estado de Mato Grosso do Sul)
 - ミナス・ジェライス州：ミナス・ジェライス州公安局民事警察鑑識院 (Instituto de Identificação, da Polícia Civil, da Secretaria de Segurança Pública do Estado de Minas Gerais)
5. 申請人の身分証明書RG（認証済みのコピー）
6. 申請人の出生証明書（認証済みのコピー）
7. 両親の婚姻証明書：離婚事実が記載されたもの（認証済みのコピー）
8. 申請人の親と現配偶者の婚姻証明書（認証済みのコピー）
9. 申請人の親又は現配偶者の下記の書類（有効期間：3ヶ月）
 - a) 身元保証人が申請人を日本から呼び寄せる場合
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 在職証明書（オリジナル）
 - 住民票（オリジナル）（記載事項に省略がないもの）

- 収入証明書：下記書類いずれかの1点（オリジナルとコピー）
 - ・源泉徴収票
 - ・所得証明書
 - ・確定申告書控
 - ・給与明細書（直近の過去3ヶ月分）
- b) 身元保証人が再入国許可を使用して、申請人と日本に同時入国する場合
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 身元保証人の下記書類いずれか1点（オリジナル）
 - ・雇用予定書
 - ・最新の在職証明書（親が休暇中の場合）
- c) 身元保証人が申請人と同時に査証申請して、日本に同時入国する場合
 - 身元保証書（オリジナル）
- 10. 申請人の親と現配偶者の旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、出入国印などのページ）
- 11. 上記10の者の在留カードのコピー（表裏）
- 12. 日本に渡航歴がある場合には、過去に取得した全ての旅券（オリジナル）

※オリジナルとコピーの両方を求めている書類については、受付時にオリジナルを確認した後、返却します。

e) 永住者の子

※注

申請人の親が日系人（日本人の子）の場合は、日本人の孫の書類を提出してください。

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
 - 署名は旅券と同じ書体にしてください
 - 18歳未満の場合、責任者の署名
 - 上記責任者の身分証明書RG又はRNE（認証済みのコピー）
3. 写真1枚4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
 - ※3cm×4cmでも可
4. 申請人の身分証明書RG（認証済みのコピー）
5. 申請人の出生証明書（認証済みのコピー）
6. 両親の婚姻証明書（認証済みのコピー）
7. 申請人の親（永住者）の下記の書類（有効期間：3ヶ月）
 - a) 親が日本から申請人を呼び寄せる場合
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 在職証明書（オリジナル）
 - 住民票（オリジナル）（記載事項に省略がないもの）

- 在留カードのコピー（表裏）
- 旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、出入国印などのページ）
- 収入証明書—下記書類いずれかの1点（オリジナルとコピー）
 - ・源泉徴収票
 - ・所得証明書
 - ・確定申告書控
 - ・給与明細書（直近の過去3ヶ月分）

b)親が再入国許可を使用して、申請人と日本に同時入国する場合

- 身元保証書（オリジナル）
- 旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、再入国許可、出入国印などのページ）
- 在留カードのコピー（表裏）
- 親の下記書類いずれか1点（オリジナル）
 - ・雇用予定書
 - ・最新の在職証明書（親が休暇中の場合）

8. 日本に渡航歴がある場合には、過去に取得した全ての旅券（オリジナル）

※オリジナルとコピーの両方を求めている書類については、受付時にオリジナルを確認した後、返却します。

f) 永住者の配偶者の子

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
 - 署名は旅券と同じ書体にしてください
 - 18歳未満の場合、責任者の署名
 - 上記責任者の身分証明書RG又はRNE（認証済みのコピー）
3. 写真1枚4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
※3cm×4cmでも可
4. 申請人の身分証明書RG（認証済みのコピー）
5. 申請人の出生証明書（認証済みのコピー）
6. 両親の婚姻証明書：離婚事実が記載されたもの（認証済みのコピー）
7. 親と現配偶者の婚姻証明書（認証済みのコピー）
8. 申請人の親又は現配偶者の下記の書類（有効期間：3ヶ月）
 - a)身元保証人が申請人を日本から呼び寄せる場合
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 在職証明書（オリジナル）
 - 住民票（オリジナル）（記載事項に省略がないもの）
 - 収入証明書：下記書類いずれかの1点（オリジナルとコピー）

- ・源泉徴収票
 - ・所得証明書
 - ・確定申告書控
 - ・給与明細書（直近の過去3ヶ月分）
- b) 身元保証人が再入国許可を使用して、申請人と日本に同時入国する場合
- 身元保証書（オリジナル）
 - 身元保証人の下記書類いずれか1点（オリジナル）
 - ・雇用予定書
 - ・最新の在職証明書（親が休暇中の場合）
9. 申請人の親と現配偶者の旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、出入国印などのページ）
10. 上記9の者の在留カードのコピー（表裏）
11. 日本に渡航歴がある場合には、過去に取得した全ての旅券（オリジナル）

※オリジナルとコピーの両方を求めている書類については、受付時にオリジナルを確認した後、返却します。

備考：

1. 査証の有効期間：申請人は、査証発給日より3ヶ月以内に日本に入国しなければなりません。
2. 旅券の有効期間：旅券は、原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上であるもの。
3. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。